

平成30年度第6回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日 平成30年9月10日(月)  
招集場所 米子市役所 401会議室  
開 会 午後1時30分  
出席農業委員 1番 足立寛隆委員 3番 井田時夫委員 4番 伊塚定弘委員 5番 遠藤泰三委員 6番 大太勇三委員  
7番 大縄敬次委員 9番 公本英夫委員 10番 小西淳一委員 11番 角力委員 12番 高西史郎委員(会長)  
13番 高橋敦美委員 14番 田中豊委員 16番 中本公平委員(会長職務代理) 17番 森中喜輝委員  
18番 矢倉篤實委員 19番 吉澤一誠委員  
欠席農業委員 2番 泉新一委員 8番 木村美紀委員  
出席推進委員 大東清彦委員 田邊雄一委員 岩佐清志委員 田口正廣委員 友森一夫委員 西村茂春委員 米澤美憲委員  
植田直道委員 田中英省委員 高西早苗委員  
事務局 宅和事務局長 日浦係長 河野主幹 山本主幹 高田主幹 長谷川主任  
傍聴人 無し  
日 程 1 農地法各条申請地現地調査  
2 会長あいさつ  
3 議事録署名委員の指名  
4 議事  
(1) 農地法各条申請審議等  
ア 第1号 農業委員会のおっせんに基づく農地の交換申立について  
イ 第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について  
ウ 第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について  
エ 第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

オ 第5号 米子市農用地利用集積計画の決定について

カ 第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答  
について

## 5 報告事項

(1) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について

(2) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

(3) 非農地現況証明について

(4) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について

(5) 農地転用現況確認書の交付について

(6) 県農業会議会議員の事務報告

(7) その他

議事開始 午後2時25分

議長（高西会長）

それでは、第6回農業委員会総会を開きます。

それでは、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

議長（高西会長）

それでは、議席番号18番の矢倉委員と議席番号19番の吉澤委員にお願いしたいと思います。

本日の欠席は、泉委員、木村委員です。

議長（高西会長）

それでは、審議に入ります。3ページ、議案第1号をお願いします。

農業委員会のあっせんに基づく農地の交換申立てについて、下記交換あっせん申立てについて、農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定により交換あっせんをしたいので審議を求めます。

4ページ、番号2の皆生2丁目、皆生1丁目について、事務局から説明をお願いします。

事務局（高田主幹）

失礼します。番号1の皆生2丁目と1丁目のあっせん交換申し立てについて説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、お互いの農地を交換することによって、耕作するにあたり、便利がよくなることから、農地交換のあっせんを申し立てられたものです。交換相手のお一方が、農地法3条の下限面積要件を満たしておりますので、農地交換のあっせんをするのに問題はないと思われま

す。以上、ご審議よろしくお願

議長（高西会長）

ただ今、事務局からの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

そういたしますと採決をしたいと思

います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、交換あっせんすることと決定いたします。

続きまして、5ページ、議案第2号をお願いします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

それでは6ページ、番号30の古豊千について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

失礼します。番号30の古豊千について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人の所有する農地について、営農の見込みがないため、譲渡人の希望により、譲受人が贈与により農地を取得するものです。取得後の経営面積は、149aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから説明をお願いします。

森中農業委員

30番の議案について説明いたします。申請者は議案のとおりです。9月3日に田邊委員と現地調査をしました。申請地は古豊千の集落、〇〇の近くの畑で、一筆、213平方メートルの農地であります。譲受人は隣接している農地で耕作されており、主に水稻に取り組んでおられます。譲受人は取得後、畑ですので、野菜耕作するということでもあります。贈与についてでありますけども、相続によって耕作されていた農地でありまして、その相続人が〇〇で生活されていましたが亡くなられて、後継者である子供さんは〇〇であるということもあり、耕作する意思は無いということで譲受人の農地隣接の人に話をされたところ、贈与によって耕作をという合意になったものであります。許可について、そういった経過を踏まえ、許可については問題ないと考えますので審議をよろしく願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続いて、番号31の尾高について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

失礼します。番号31の尾高について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人が経営規模縮小の意向から、所有する農地について、譲受人が贈与で農地を取得するものです。取得後の経営面積は、82aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから報告をお願いします。

中本農業委員

31番の議案について説明いたします。申請者は議案のとおりです。現地調査日は9月7日にしております。状況につきましては作付けがされており、また野菜の作付準備のために耕うんがなされておりました。申請地は尾高の〇〇がありますその〇〇の隣の畑で、2筆で合計3,113平方メートルの農地でございます。申請理由につきましては、譲受人は申請地の近所で耕作しておりまして、申請地についても以前から譲渡人に管理を頼まれて耕作しておったわけでございます。しかし、譲渡人も先ほど事務局が言いましたように縮小という考え方も持っておられますし、また地元におりませんので、そういった格好で縮小並びに高齢化に伴い先々まで管理するのが不安となったということでございまして、このたび贈与に踏み切ったということでございます。また譲受人につきましては、たまたま私の水田ほ場の隣の方で水稻を作付けなどしておりまして、管理自体はきちんとされておりますので特に問題はないというふうと考えております。以上でございますのでご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

遠藤農業委員

3,000㎡からですけども、これは親戚とか何か縁故関係があるのでしょうか。

中本農業委員

縁故関係は無いものでして、たまたま家が隣の家の人でございまして、譲渡人が米子の方に出ておりますし、管理自体もお願いしていた経過があり、これからも金銭的な管理とかその辺は聞いておりませんが、そういうことを考えると子供も帰る考え方は無いと言われますし、譲受人の方もどっちかっていうと若干足踏みしたようなこともあった訳でございます。自分も受けて高齢化になり、果たして自分の子供も管理していけるのかどうかという気はありましたけれども、たまたまそこが皆さんご存じの〇〇の山間なもんでして、投げとくと大変だなという考え方もありますし、相対的に贈与でも受けてもらえないだろうかというような話で今回まとまって出したということです。

足立農業委員

年齢はどのくらいの人だろうか。

中本農業委員

年齢は67歳です。

議長（高西会長）

要するに他人さんが身内に贈与する訳にもならんで、他人さんが他人さんに贈与されたということですね。

他に何かご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続いて、番号32の淀江町富繁について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

失礼します。番号32の淀江町富繁について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人が今後、相続し、所有予定の農地について、この度、整理するため、譲受人に農地を贈与するものであります。なお、以前より実質の管理耕作は譲受人がしており、先代から贈与の話し合いは出来ていたとのこと。取得後の経営面積は、232aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします。

田中推進委員

32番の議案について説明いたします。担当委員は高西会長と宇田川地区の田中です。9月4日に現地調査をいたしました。申請地は淀江町富繁の集落、〇〇近くで、譲受人の住居に隣接している畑です。一筆、114平方メートルの農地です。譲受人は隣接している農地で耕作しており、先ほど事務局の方からも話がありましたように、先代との話で口約束等ございまして、既に10年以上管理をし、そして将来的には譲り渡すということがあったようでして、この度整理をするということで贈与という形になっております。譲受人の耕作の状況につきましては、主に水稲と花卉栽培を行っておりまして、今後この畑では、花卉を栽培する予定です。許可については特段の問題はないと考えますので審議の方よろしくお願いたします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続いて、番号33の富益町について審議します。関係者の田中委員の退席を求めます。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

失礼します。番号33の富益町について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人の所有している農地について、今後、

規模縮小の意向のため、近隣の譲受人に相談したところ、話しがまとまり、この度、売買で譲受人が農地を取得するものです。取得後の経営面積は、1822aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

#### 友森推進委員

33番の議案について説明いたします。現地調査日は9月4日、足立農業委員と私友森推進委員で行いました。申請地は富益町の〇〇の目の前の畑です。一筆、189平方メートルの農地となります。道路側が約15メートル、奥行きが12メートルの小さい畑です。受人は隣接している農地も含め大規模に営農しており、以前より買って欲しいとの要望があったとのこと。受人は主に大規模営農をしておりますが、かんしょ21万本10ha、トマトハウス8棟、イチゴ2棟、現在水鳥公園の所に6棟新しく建て10月完成で観光農園にするとのことでございます。玉ねぎ60万本に取り組んでおります。受人は取得後、この場所は、ブラックベリーの試験圃場として利用したいということでございます。富ますシルクファームは事業を展開するにあたり前向きで着手するスピードが他に類を見ません。今後益々大きな夢を実現してくれると確信しております。許可について問題はございません。審議よろしく願いします。

#### 議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

田中委員の着席を求めます。

続いて、番号34の夜見町について審議します。事務局から説明してください。

#### 事務局（高田主幹）

失礼します。番号34の夜見町について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人の所有する農地について、親類である譲受人に頼みまして、贈与により、譲受人が農地を取得するものです。取得後の経営面積は、67aとなります。別紙3条申請理由のと

おり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願ひいたします。

#### 西村推進委員

34番の議案について説明いたします。9月1日に泉委員と西村委員とで現地を確認しております。申請地は夜見町の外浜沿いの田です。一筆、340平方メートルの農地となります。譲受人は近隣で耕作しており、主に白ねぎに取り組んでおります。所有権移転後に、田から畑に転換して白ねぎを耕作する予定です。許可については特に問題ないと考えます。ご審議よろしくお願ひします。

#### 議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございせんか。

そうしますと採決したいと思ひます。異議のない方は、挙手をお願ひします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続いて、番号35と36について、先ほどの交換あつせんの関係ですので、一括して審議したいと思ひます。事務局から説明してください。

#### 事務局（高田主幹）

失礼します。番号35と番号36の皆生2丁目、1丁目について、本件は関連しているため、2つの議案をまとめて説明させていただきます。詳細は議案のとおりです。本件は、先ほどのあつせん交換の案件となります。耕作の利便性を向上させるために、お互いの農地を交換しようとするものであります。交換によりほ場が一体となる形となり、利便性が向上されます。交換後の経営面積は〇〇さんが67a、〇〇さんが17aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願ひいたします。

#### 吉澤農業委員

35番と36番の議案について説明いたします。9月4日に私と地区の推進委員の影嶋さんで現地確認をしました。場所は日野川の土手下、中学校があるのですが、その近辺です。〇〇さんが3筆で487平方メートル、〇〇さんが1筆で882平方メートルということで面積が大分違いましたので、そこら辺のところを主に確認をいたしました。〇〇さんの3筆というのは今ご存じのように日野川の土手下のほ場整備が来年からかかります。その中に含まれているということで、〇〇さんはこの3筆の487平方メートルだけがかって後はかからないということで、これだけほ場整備にかかったのだなということがあったみたいです。一方〇〇さんの方は882平方メートルの田んぼというのは今整備する区域から外れたところにあります。それでたまたま〇〇さんが〇〇さんの隣の田んぼを〇〇さんの田んぼと一緒に耕作して稲を作っておられるということで、そういう事であれば交換してよというような話になったみたいです。それから面積の違いはつて言ったら、〇〇さんの方がこれに関わるいろんな手間、それから費用的なものを一切見るというようなことで双方が納得されて交換ということになったようです。両方ともきっちり田んぼを作っておられますので、問題なかろうなと思います。大体以上です、審議お願いします。

#### 議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続きまして、8ページ、議案第3号をお願いします。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは9ページ、番号9の新山について審議いたします。それでは、担当委員さんから説明をお願いします。

#### 遠藤農業委員

成実の推進委員の岩佐さんの方から説明していただきます。

#### 岩佐推進委員

9番の新山について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は住宅の建築です。面積は211平方メートルです。9月2日に遠藤委員と現地確認しました。造成計画は、盛土はせず現状のまま利用し、現在、既存の植栽が四方にあり土砂の流出を防除しています。汚水の排水は、集落排水に流す計画で、雨水の排水は、既存の母屋の雨水桝に接続し、最終的に農業用排水路に流す計画です。実行組合の排水同意も確認しました。隣接農地はなく、土地改良区の該当もありません。開発許可についても、見込みがあることを確認しております。農地区分は、小集団の生産力の低い農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。転用について問題はないと思われますので、よろしく審議をお願いします。

#### 議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

うしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号10の東八幡について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

#### 森中農業委員

10番の東八幡について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、太陽光発電施設です。9月3日に田邊推進委員と現地確認しました。造成計画は、盛土最高30センチ、高さ1メートルのフェンスを設置する計画です。雨水の排水は、地下浸透の計画で、雑草対策に碎石を敷く計画です。パネルの管理、雑草の管理などは、設置者である〇〇が管理します。隣接耕作者の同意、箕蚊屋土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。農地区分は、小集団の生産力の低い農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。転用について問題はないと思われますので、よろしくをお願いします。

#### 議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

足立農業委員

太陽光発電で一番問題なのは、雑草なのですね。雑草対策に碎石を敷くと書いてあるのですが、考え方っていますか、どういうやり方でやるのか、わかれば簡単に教えてもらいたいかなと。どこも困っているのが現状です。

森中農業委員

どういう対策かというのはどういう意味ですか。雑草が生えるということで、それについての対策として碎石を敷いて雑草が生えにくくするということです。

足立農業委員

私が聞きたいのは、それは当然ですがやらにゃいけんですが、何かいい方法でもってやっていうようなものは。

議長（高西会長）

いい方法っていうのは、防草シートを敷いてその上に碎石を敷いて、防草シートの上に敷くっていうのは台風やタベみたいな大きな風が吹いた時にはぐれますので。

森中農業委員

それはねえ、借主で設置する人は最小限で投資をして効果を上げると思うのですよ。従ってどんなやり方がいいかということは貸し借りする人の話し合いで、それでいいということならそれでいいと。

足立農業委員

いいですが、なんか知っておられないかなと思って。

森中農業委員

そういうことは聞きません。

足立農業委員

はい、分かりました。今の会長のご意見で。

議長（高西会長）

ただ、お互い委員さんは特にその地区の委員さんは、委員さんが適当って言われればそんな特別なことがない限りはいけんっていう訳にはなんですが、将来問題が起きた時は、責任を持ってまず地元委員さんが解決に臨んでいただくと、それで解決できんという時には事務局に言っていただき最終的には県に協力を仰がにゃいけんなと思っております。そのへんは各委員さん現地調査をされる時に施工される人等に良く聞いて対応していただくようお願いしたいと思います。

田邊推進委員

今の雑草対策としては、とりあえず最小限で碎石入れたりしますけども、もし草が生えたとしてもこれは当然刈ってもらいます。草が生えてなんとかしてもらわんといけんからということで要望出しまして、それで刈ってもらうようになります。そういう管理は責任持ってやってもらうようにしています。

議長（高西会長）

わかりましたかいね。他にありませんかいね。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号11の車尾南1丁目について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

#### 吉澤農業委員

これは地区の推進委員の大東推進委員から説明をしていただきます。

#### 大東推進委員

11番の車尾南1丁目について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、隣接地に〇〇がありますが、駐車スペースが不足しているため本件土地を借りたいとの申し出があったため、駐車場の計画をしたものです。9月2日に吉澤委員と私で現地確認しました。造成計画は、盛土40センチ、高さ60センチの擁壁を設置する計画です。雨水の排水は、地下浸透の計画です。隣接耕作者の同意が3名ございます、米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。農地区分は、規模が10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。転用について問題はないと思われますので、よろしく申し上げます。

#### 議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続きまして、10ページをお願いします。

議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは、11ページ、番号59の高島について審議します。

担当委員さんから説明をお願いします。

#### 森中農業委員

59番の高島について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、太陽光発電施設です。9月3日に田邊推進委員と現地確認しました。造成計画は、盛土最高30センチ、高さ1メートルの外壁のフェンスを設置する計画です。雨水の排水は、地下浸透の

計画で、雑草対策に碎石を敷く計画です。パネルの管理、雑草の管理などは、設置者である〇〇が管理します。隣接耕作者の同意、箕蚊屋土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。農地区分は、小集団の生産力の低い農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願ひします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思ひます。異議のない方は、挙手をお願ひします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号60の一部について審議します。担当委員さんから説明をお願ひします。

森中農業委員

60番の一部について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、太陽光発電施設です。9月3日に田邊推進委員と現地確認します。造成計画は、盛土最高30センチ、高さ1メートルのフェンスを設置する計画です。雨水の排水は、地下浸透の計画で、雑草対策に碎石を敷く計画です。パネルの管理、雑草の管理などは、設置者である〇〇が管理します。隣接耕作者の同意、箕蚊屋土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認します。農地区分は、小集団の生産力の低い農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願ひします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思ひます。異議のない方は、挙手をお願ひします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号61の東八幡について審議します。担当委員さんから説明をお願ひします。

森中農業委員

61番の東八幡について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、太陽光発電施設です。9月3日に田邊推進委員と現地確認しました。造成計画は、盛土最高30センチ、高さ1メートルのフェンスを設置する計画です。雨水の排水は、地下浸透の計画で、雑草対策に砕石を敷く計画です。パネルの管理、雑草の管理などは、設置者である山陰総合建設が管理します。隣接耕作者の同意、箕蚊屋土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。農地区分は、小集団の生産力の低い農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。転用について問題はないと思われますので、よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

吉澤農業委員

番号59、60、61は同じ人だと思うのですが、譲受人の書き方が61番だけ違うのですが、何か意味があるのですか。

事務局（山本主幹）

個人と会社ということですか、書き方が。

吉澤農業委員

それはなんかどんな違いがあるのですか。

議長（高西会長）

個人で事業されるなら賃料なんていりませんが。だけど59も60も賃料が年に12万とかあるから、聞いています。

事務局（山本主幹）

同じ方がするのですけども、税金対策とか。

議長（高西会長）

同じ方がするではなく、実際はどうか、59番は〇〇さんと〇〇さんが申請しており、それから60番は〇〇さんと〇〇さんがしていますが、多分、〇〇さんと〇〇さんが所有者じゃないかと、それで、今聞いているのは、例えば61番なら株式会社山陰総合建設と出ていますが、どうしてかと、ここは個人の名前で出ていますが、たまたまその株式会社山陰総合建設を落としてたってことですか。

事務局（宅和局長）

私が説明させてください。59と60は〇〇さんという方が社長ではありますが個人で土地を借りて事業を行うものでございます。61はその方が経営している会社として土地を借りて事業を行うものでございます。

議長（高西会長）

山本君、今度から良く分かるように説明を。

吉澤農業委員

それはなにかの費用みたいなものですか。

事務局（宅和局長）

おそらく、いろんな計算があるんじゃないかと思うんですが。

足立農業委員

その計算は、資料があるんです、勉強すれば。その資料からするとね、今回のこの13万、12万なんていうのは、大体最高13万円で

す。

#### 公本農業委員

こういうことはねえ、これに限らず商売でね良く使うんですよ。自分らもね、ある程度までいったら税金が高くなるから女房の売り上げにしたりね、そういうことでね、会社にしたり個人にしたり良くやる手なんですよ。経営者自らが個人の名義にしたり、会社の名義にしたりというのは、県外の人がやるとかそういうのだったらあれだけど、地元の人がやることで。まあ、いろんな商売で良く使う手ですよ。

#### 議長（高西会長）

あもう大体にね、私も会社35歳から脱サラして何十年かやりましたけど、会社の役員がね、普通こういうことはしません。まあ、どういう会社か良く分かりませんが、会社の内部で納得してこんな具合にされたと思いますけども。

#### 吉澤農業委員

もう一点、この頃太陽光というのを見ると、太陽光の熱で近隣の住民の方が困ってるというのを目にすることがあるんですけども、太陽光をやった時に、たぶんパネルの向きにあたる所がそういったことだと思うんですけども、我々農業委員が審議する時っていうのは、そういう家の事っていうのはまったくここには入ってこないのですよね。見ると家がすぐ隣だったりなんかするんですけども、そういう向きのあった時にどれくらい離れていたら、その家は不都合が起こるよとか何とかというものを調べてまた教えてもらえないですか。

#### 伊塚農業委員

一緒に話で申し訳ない。うちらも太陽光やりたいということで許可を得たんですけども、確かに、百姓もできんような所であんまり、団地みたいな横で、一軒の家に話が来て、次の家次の家とどんどん話が言ってくるわけですね。2度も上がってずっと続けてぼんぼん建てられたら、2度が4度になって4度がプラスのもう訳わからんようになったらどうなるのかというので、それは勉強するからといって言ったのですが、吉澤さんが言う前に言おうかと聞いてみようかなって、そのことなんですけども。

#### 森中農業委員

太陽光は春日では多いです。それで、以前は隣接者の同意はいらんという話もあったですけども、全てねえ隣接者の同意をもらっとるんですよ。その中で条件がある。例えば家の前なら遮壁を高く建てて、温度が上がらんようにしてとかと、それでいけなかったら次の要望としてあれば言いますよというような条件を付してです。

#### 伊塚農業委員

東八幡のやつはね、結構田んぼもありますし、畑もありますし、家もありますんで結構あれなんですけども、私の所は家が接近しているんですよ。これで続けてやられたらと思うと。

#### 田邊推進委員

補足ですけど、この場合はさっきも話し合ったんですけども隣接の許可は取りますけども、自治会の中でもねえ、話を出してもらうようにしています。一応自治会で了解してもらってそれでじゃあまあ仕方無いってことで認めてもらうって、法的にはそういうあれは無いんですけども、ただ地域のやり方として一応自治会の中で話をしてもらってそれで仕方無いわいってことで進めてもらうようにしています。

#### 議長（高西会長）

後で農業会議の報告で言おうかと思ったんですけども、太陽光は色々問題が出ています。それで今問題があるのは、排水などと、もう一つはですねえ、反射してその光が近隣に住宅なんかには、太陽は一年間同じ所からあたる訳では無いんで季節によってなんです。南部町は南部町だけで県に何せんでも直接許認可するんですが、この間色々南部町の会長が言っておられましたけども、まず近隣の住民の同意書をとって、それで光の反射は一年間どの方向からどの方向までなのか、そういうこともきちんと明記して、そうして同意書ももらってせんと許可しないという具合に南部町では決めたということです。皆さんもご存じかとは思いますが、琴浦町の警察がねえ、山陰線の踏切の近くには太陽光は付けてくれるなって言っているようです。反射してね、事故が起こってもあれですので、その事を琴浦町の警察もきびしく願ってほしいようです。色々問題があるようですが、一番何は近隣の自治会さんといいますか住民の方の同意を得てそげしてトラブルの無いように、また地区の委員さんもそういうトラブルに巻き込まれんように活動してもらいたいなあとと思います。

矢倉農業委員

関連ですけれども、ここに書いてある近隣の住宅地の同意というのが書いてないですよ。書いてあるのは農業用水路の放流同意とか土地改良区の同意とか隣接農地の同意とかは確認されていると。僕が思うのは、これら要件は満たしているのだけれど農業委員として不許可ができるものなのかどうか。そのへん確認がしたい。

議長（高西会長）

以前ここでも話しましたが、奥谷とそれから淀江の間での。役所のですねえ役所と言っても県ですけれども、この間も県の幹部とも意見交換しましたけれども、事業をされる人は地元の人じゃない〇〇の人で、それから設置する人も地元じゃなしとに本社が〇〇だか〇〇だかで〇〇の営業所で、ほとんどまあ一から十まで全部設置業者がやっている訳です。誰が草刈ったりいろいろ管理するのかということで、それで県の方がきちんとした誓約書を出すようにと、まあ言ったわけです。それで誓約書が出てきましたけれども、実際に将来トラブルがあった時にそれは責任を持って県で解決するようにときちんと約束して、最終的には県が許可されましたが。事務局にも仮にトラブルがあった時にはすぐ県に報告して解決させるように、米子市の農業委員会が無視する訳ではないですけれども、そのようにきちんと約束させていますけれども、なかなか難しいですので、それで実際に太陽光を許可するのにまた違うのです、役所でねえ。ですのでややこしいですけれども。一番は近隣の農地が、近隣の住民の方が迷惑をかけられんように農業委員は対応しないといけないなと思っておるところです。まあこれからも色々あると思いますが、県もきちんとしたものを作れと、そうしてこんな具合だからと言うことを設置業者に明示して、そうしてそれがいけんなら許可できませんと言われるように、きちんとした規約って言いますか規定って言いますかそういうのをお願いしています。まあ、どれくらい時間がかかるか分かりませんが。何か設置された所でトラブルが皆さんのところに相談があれば、また事務局を通じて言うただければ県なり農業委員会なり対応したいと思いますのでよろしくお願いします。

他にありませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号62の彦名町について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

田口推進委員

62番の彦名町について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は住宅の建築です。9月5日に公本農業委員と私、田口推進委員と現地確認しました。造成計画は、盛土最高30センチ、壁については、すでに隣の住宅に壁があるため設けない計画です。汚水の排水は、公共下水道に流す計画で、雨水の排水は、溜桝から既存の道路側溝に流す計画です。米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。隣接農地はありません。開発許可についても、見込みがあることを確認しております。農地区分は、住宅用・公共施設等が連たんしている区域内にある農地であるため、第3種農地に該当すると思われます。転用について問題はないと思われますので、よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

矢倉農業委員

1反につき〇〇円で、結構彦名にしては高いのか安いのかちょっとわからんけども、これじゃなくて米子市がこの近くで道を公共道路を造るとした時に、米子市が買う値段としては大体どれくらいのものなのか参考にちょっと聞いてみたい。

事務局（宅和局長）

ここでは資料も何もありませんので回答ができませんので次回、この彦名の位置でということですね。

田口推進委員

価格についてはですねえ、土地の形状とかそういった固定資産税価格等を含めたある程度の基準みたいなのを参考にして当事者同士が決められる。道路に出してもその場所によって違いますしねえ。

矢倉農業委員

参考までに例えば市が道路を近隣で造るときにどれくらいかなあと。思っ

議長（高西会長）

それは事務局でこの住所で参考のために聞いておいて。役所の用地買収は確か5,000万円までは税金がかかりませんので。その代わり安いです。税金がかからんということで通常の売買よりちょっと安いです。これはさっき田口委員さんが言われるように現場によってねえまあ色々条件それから交渉の仕方によってなかなか何ですが。事務局で次の総会の時に説明を、よろしくお願

他にありませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号63の蚊屋について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

森中農業委員

63番の蚊屋について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は住宅の建築です。9月3日に仲本推進委員と現地確認しました。造成計画は、盛土40センチ、高さ30センチのコンクリートブロックを設置する計画です。汚水の排水は、集落排水に流す計画で、雨水の排水は、溜桝から新設の道路側溝に流す計画です。箕蚊屋土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。隣接農地は地権者の土地であるためありません。開発許可についても、見込みがあることを確認しております。農地区分は、500メートル以内に伯耆大山駅がある農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、12ページ番号64の両三柳について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

#### 大縄農業委員

64番の両三柳について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は住宅の建築です。9月7日に山中推進委員と現地確認しました。場所は〇〇の南、〇〇と〇〇の南側です。造成計画は、盛土最高40センチ、高さ40センチの擁壁を設置する計画です。汚水の排水は、公共下水道に流す計画で、雨水の排水は、溜ますから既設の暗きょ排水路につなぐ計画です。米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。隣接農地は地権者の土地であるためありません。開発許可についても、見込みがあることを確認しております。農地区分は、住宅用・公共施設等が連たんしている区域内にある農地であるため、第3種農地に該当すると思われます。転用について問題はないと思われますので、よろしくをお願いします。

#### 議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号65は取り下げになりました。

続いて、番号66の河岡について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

#### 高橋農業委員

66番の河岡について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用面積は畑5筆の1,455.74平方メートルになります。転用目的は、建売住宅7棟と道路になります。9月6日に植田推進委員と現地確認しました。土工務店は宅地造成と住宅建築等を業務として活動していますが、本件土地は都市計画区域外にあるため、付近の大きな団地〇〇がありまして、またすぐ近くには〇〇が近いということで住宅敷地としては最適な土地であるということで計画したものです。なお、この建設地は先月に転用許可をいただきました同じ土工務

店の貸倉庫の土地となります。造成計画は、盛土を最高200cm、最低50cmを行い、住宅敷地境界に高さ1mと2mの擁壁を設置する計画です。汚水の排水は、合併浄化槽処理後、住宅敷地から新設の道路側溝を経て既設の道路側溝へ接続する予定としています。雨水の排水は、同じく住宅敷地から新設の道路側溝へ放流し、既設の道路側溝へ接続する計画にしております。隣接農地はないため、耕作者同意は不要です。実行組合の排水同意は確認しました。土地改良区については、該当ありません。農地区分は、3筆が「規模が10ヘクタール未満の農地」である第2種農地と、2筆が「住宅等が連たんする区域内の農地」の第3種農地となります。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願ひします。

#### 議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号67の河岡について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

#### 高橋農業委員

本件議案につきましては、植田推進委員の方から説明します。

#### 植田推進委員

67番の議案について説明します。本件につきましては所在地市内河岡60番3他計5筆、面積は2,176平方メートルの畑地を資材置き場に転用されようとするものであります。譲受人の辻工務店さんは二本木に本社がありまして、敷地は従業員の自動車の駐車場として利用されております。資材置き場としての土地も余裕がないため、この度転用申請ということでございます。当該地の場所ですが、本日現場を視察されたということでございますが、河岡の〇〇より少し北側に入った所でございます。このあと68番の議案で高橋委員さんがご説明されますが、当工務店は今回住宅用地として転用されますが、その隣に2箇所1箇所ずつ資材置き場を設けようとするものでございます。造成計画は、盛土を最高50cm、最低10cmを行い、擁壁は周囲に50cmのブロック塀と、住宅に近い部分については、1m

のブロック塀を設置する計画です。汚水については発生しません。雨水の排水は、地下浸透としています。隣接耕作者同意、実行組合の排水同意は確認しています。土地改良区については、該当ありません。農地区分は、「規模が10ヘクタール未満の農地」であるため、第2種農地に該当します。なお、現地確認につきましては9月6日に高橋委員にご同行いただいておりますが、転用条件につきましては特に問題はないものと考えております。以上でございます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号68の河岡について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

高橋農業委員

68番の河岡について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用面積は畑1筆2,479平方メートルになります。転用目的は、建売住宅7棟と道路になります。9月6日に植田推進委員と現地確認しました。本件施主ミネプラスは米子市今在家に本店を置いておりまして、米子市全域で建設工事をしておりますが、本件土地は都市計画区域外でございまして先程の土工務店の案件と同じく北側に大きな〇〇がありまして〇〇も近くにありますので、住宅敷地として環境に恵まれているということでこの度建売住宅の建築を計画したものです。造成計画は、比較的平坦地ですので、盛土を最高50cm、最低10cmを行い、擁壁は各住宅周囲にブロック塀80cmのものを設置する計画です。汚水の排水は、合併浄化槽で処理後、住宅敷地から新設の道路側溝へ放流します。雨水の排水は、同じく住宅敷地から新設の道路側溝へ放流し、既設の道路側溝へ接続します。隣接耕作者同意、実行組合の排水同意は確認しています。土地改良区については、該当ありません。農地区分は、「規模が10ヘクタール未満の農地」であるため、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われまますので、よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号69の淀江町稲吉について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

田中推進委員

69番の淀江町稲吉について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、小規模多機能居宅介護施設というかたちになっておりまして、西福原にございます株式会社ゆいの里がするものでございます。9月4日に現地確認しましたが、申請地の現状は、擁壁が60cmから120cmくらいあります2段の2筆2種の農地として、介護施設を造る建物を建てる筆につきましては、耕作土を切土20cmし新しい土の入れ替えをするということでございます。ふれあい広場と称する運動場部分については、法面の形状を残し、土羽を吹き付けで固め、そのまま利用していくということのようです。芝も張られるようでございます。また、擁壁の一部を取り除いてスロープを設置したり、施設の周囲には1.2mのフェンスを設置する計画となっております。汚水の排水は、農業集落排水に接続します。雨水の排水は、敷地の新設の側溝から既設の道路側溝へ接続します。隣接耕作者同意は、隣接農地は申請者所有のため不要です。実行組合の排水同意は確認しています。土地改良区については、該当ありません。農地区分は、「小集団の生産力の低い農地」であるため、第2種農地に該当します。転用について特段の問題はありませんので、ご審議よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号70の淀江町佐陀について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

#### 高西推進委員

70番の淀江町佐陀について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、建売住宅10棟と道路になります。9月7日に地区担当の農業委員さんと現地確認しました。造成計画は、盛土を40cm、擁壁は1.1mを設置する計画です。道路と埋め立て地の高低差はプラマイ0になる計画になっております。場所ですが6月7月の農業委員会で5条転用許可された建売住宅それから一般住宅用地と同じ区画にあたります。汚水の排水は、公共下水道に接続します。雨水の排水は、住宅敷地から新設の道路側溝を経て既設の道路側溝へ接続します。隣接耕作者同意、実行組合の排水同意は確認しています。土地改良区については、該当ありません。農地区分は、「管理設道路沿道の区域」であるため、特に近隣には医療施設や保育園、老人施設が点在しているため、第3種農地に該当します。以上です。ご審議をお願いします。

#### 議長（高西会長）

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

#### 吉澤農業委員

今、上福原の方で、5条転用された件でちょっと、そんなに大きな問題ではないんですけども一個問題が出ていまして、紹介しておきます。〇〇の横に自動車の整備工場が最近できております。その整備工場が、整備工場だからそんなに夜遅くまでやらないだろうなあと思っておりましたが、夜10時、日によっては10時過ぎくらいまで事務所の電気を明かしていると。その事務所の電気が壁一面ガラスみたいな物になっていまして、すぐ隣の田んぼの稲に生育障害というようなことで、賠償問題等に発展していきそうな。元々駐車場みたいな所であればそれなりの注意はしていたんですけども、そういった事務所ですのでそこまではなあという思いもあったですし、夜出歩くこともありませんでしたし、気が付かなかった訳ですけども。これから普通の家でもですねえ、そういった、たまたまそこはカーテンも何も無しにそのまま電気という状況ですんで、カーテンをしたりすればそこまではと思うのですけども。これから普通の民家、事務所もですねえ、田んぼの周りに建つ時には、そういった事が起こり得るのかなということもちょっと思ったものですから、事務局さんをお願いばかりして申訳ないですけども、防除計画の中にですねえ、いわゆる光の害ですね、そういったものについて注意するような項を入れていただければ

ば、これからそういうことも防げるのかなあと思いますんで話しました。

事務局（宅和局長）

はい、わかりました。

議長（高西会長）

それは早速な。私もそういう経験がありましてですねえ、うちの近所の9号線で自動車会社が中古車の販売が夜11時頃まで水銀灯の大きなやつをねえ、稲に障害が出まして。それでこれは早く切ってもらうようお願いしまして、交渉して、してもらったことがあります、我々委員も農家の人と一緒にやるのが一番大事ですねえ、色々な事があれば農家に寄り添って対応していただきますようお願いしたいと思います。

他にありませんかいね。

田邊推進委員

今、太陽光がずっと出ていまして、私も一緒になって、特に箕蚊屋地区、東八幡地区は太陽光が多いですね。今日も何件か出てきましたけども。私どもが見て現地調査しますけども、本当にほ場整備こそしてないですけどもちゃんとした四角い田んぼだし、それから用排水もしっかりしている田んぼなんです。反対できないもので、反対する理由が無いもんで許可はしていますけども、ただ、かたやですねえ、ちょっと離れた所で1種農地とうことで荒廃地なんです。荒廃地でそういう所こそ転用という気持ちもあるんですけども、これは1種農地だとうことで太陽光なんかも転用できないんです。私どもが見て本当に作りやすい田んぼっていうのが太陽光をやっている所で、まして荒廃地となっている所は田んぼにも畑にも出来ないような感じと思っているのです。ただこれも1種農地とうことで手が付けられない状態になっていますし、それからこの間も来なったんですけども、今、会社の横に従業員の駐車場を作りたいとうことでちょっと話をしたんですが、そこは荒廃地が隣の方にありましてそこを駐車場に出来たらなとうことで相談を受けまして話をしていたんですけども、これまあ小さい農道が間に入っているのですよね。そうすると隣地にならないとうことで、そこ本当に1種農地かなとも思うんですけども1種農地とうことで転用ができないんです。本当に1種農地の荒廃地を解消しようとした時に、我々がどういう対応をしたらいいのかちよっ

と良く分からないもので、そういう所の荒廃地を解消するために、田畑に戻すしかないのかどうか、そのあたりを聞きたいと思って質問させてもらいましたけども。

議長（高西会長）

あのう、私もそのへんの事を心配していて、何回もここでも言いましたけども、皆さんも良くご存じと思いますが、来年農振の見直しがあります。それで今までは、5年に1回見直しするのですが、今までは見直し見直して言ってちょこちょこってしかしてなかったもんですので、今、経済部長に来年は思い切って見直しをするようにと。それで将来本当に優良農地として残して営農ができる所は行政からそれなりのやっぱり補助金などで守るようにしないといけない。それから農振除外除外ばかり言っていていけないので、例えば弓浜やそれから吉澤さんの所の上福原や淀江だったら淀江の駅の裏から高速道路の辺は、地権者に負担をかけんようにして基盤整備するというように色々してまして、それで6月にどっちにしても市長に現場を見てもらわないといけんということで半日ですね。

田邊推進委員

もう一つ気になっているのはねえ、集団では場整備ができればそれはいいのですが、ただ優良農地の中にも一角でどうにもならない所があるんですね、そういう所が。例えばそういう所をどういう扱いしたらいいのかというのがね、今の状態ですとほっとくしかないような気もしていますし、何か対応が無いかなと思いますけどもね。

議長（高西会長）

来年見直しがあるものですので、それまでに農林課とね、一回どんな具合に、例えば淀江なんかでもあるんです、村中にちょこっと3筆ほどあって。ですので、そういうのをどんな具合にして見直すかということをおねえ。

田邊推進委員

荒廃地を解消するという事で色々動いていますけども、実際問題としてなかなか解消できないもので、物件を持って行ってもそこはだめということで解消できませんし、なんかちょっと我々の動きとねえ附に落ちんような所がすごく感じるもので。

議長（高西会長）

今議会始まっていますので、いずれそういう議会が終われば、事前にですねえ農林課と良く打ちあわせをして、そうして委員さんも最適化推進委員さんも含めてそういう事を協議したいと思っていますので。そうしてどんな具合にすれば。

田邊推進委員

今日も太陽光出たところなんか、本当は残したい所が一杯あるんですよ。

議長（高西会長）

そうして問題点を各委員さんから言っていただいて、そげして来年度は思い切って、見直して良かったなあという具合にしないといけないなあと思っています。

他にありませんか。

続いて、15ページ、議案第5号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。

それでは、利用権設定各筆明細について、18ページ番号9-1から9-5を一括して審議します。

事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

利用権設定各筆明細についてご説明いたします。

18ページ番号9-1及び番号9-2は、再設定です。

番号9-3から番号9-4は、借受人の希望による貸付です。

以上、番号9-1から番号9-5は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしくお願ひします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、20ページ農地中間管理権を取得する場合について、番号9-1から23ページ番号9-15までを一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得についてご説明いたします。

20ページ番号9-1から23ページ番号9-15まで、番号欄鍵括弧に中間管理権取得理由が記載してあります。

Aは地権者の意向によるもので15件、Bは相対の契約から中間管理事業への切替で0件、Cは合理化事業から中間管理事業への切替で0件、Dは期間満了による更新で0件です。

番号9-1から番号9-15まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしくお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、26ページ所有権移転各筆明細について、番号9-1を審議します。関係者の田中委員の退席を求めます。

事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

所有権移転各筆明細についてご説明いたします。

26ページ番号9-1は、畑で、7月総会で承認された、鳥取県から鳥取県農業農村担い手育成機構が買い受けた農地です。所有権を移転する者の希望により売買するものです。取得後の経営面積は、2092aです。

以上、番号9-1は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

田中委員さんの着席を求めます。

続きまして、27ページ、議案第6号をお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、別紙農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。

それでは、28ページ番号1から30ページ番号5までを一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由をご説明いたします。

28ページ番号1から番号3は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。

29ページから30ページ番号4及び番号5は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。

番号1から番号5の選定理由は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続きまして30ページ番号6を審議します。

関係者の田中委員さんの退席を求めます。

事務局説明をお願いします。

事務局（河野主幹）

30ページ番号6の選定理由は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。

ご審議よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

田中委員さんの着席を求めます。

審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（日浦係長）

報告いたします。33ページから34ページの農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について、11件を受理しています。

次に、35ページの農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、4件を受理しています。

次に、36ページから39ページの非農地転用現況証明について、20件を証明しています。

次に40ページから42ページの農地等の現況に係る照会に対する調査結果について、鳥取地方法務局に対して、3件を回答しています。

次に43ページの農地転用現況確認書交付について、2件を交付しています。

報告は以上です。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

本日、予定していました審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。

ないようですので、県農業会議会議員の事務報告をします。

（鳥取県農業会議会議員の事務報告）

森中農業委員

中間管理機構の関連整備事業ということで印刷をもらって、今報告するのか。

事務局（宅和局長）

先月の総会で森中委員さんから質問がありました皆生のは場整備の関係ですけれども、農地中間管理権が設定後の基盤整備事業の事務手続きについて少し説明したいと思います。議案の方に同封しました9月3日付けの農地中間管理機構関連農地整備事業（都道府県が実施）というのに事業内容ですとか事業実施の要件及び中間管理権の設定後の事務手続きについての流れを記載しておりますので読んでいただけたらと思いますが、本事業につきましては、昨年の土地改良法の改正によりまして、事業の実施要件を満たす場合は、都道府県は、地権者の申請なくして自らの判断で土地改良事業を行うことができるようになりました。農地中間管理権の設定後は、農地中間管理機構から都道府県知事への働きかけをするのではなく、都道府県知事から農地中間管理機構、関係市町村、関係土地改良区へ働きかけをすることになっています。法的手続きはそうですが、現実的には、地元から本事業の要望があった場合は、事業がスムーズに進むように、当初から地元、

県、市及び機構で検討チームを作って進めていっているのが実情でございます。以上報告でございます。

森中農業委員

こういう順番で事業を行うということで印刷もらった訳で良く分かりました、それについてはね。それで、施工後これは1区画40アールだろうか要件は。

事務局（宅和局長）

要件自体は明確になってはいないと思うんですが、実際には図面を見ましたら60アール位で分けてあったように思います。あまり広すぎても水田として整備する予定となっておりますので、水張りの関係があまり広過ぎると不都合が出てくるというような事も聞いておりますので、60アールくらいで皆生の方はするという事で今の所私は聞いております。

森中農業委員

60アールっていうと6反、6反でも8反でもそれでいいと言う事と違うだかいな、最小限4反だということでないといけんということになっていると違うだかいな。

事務局（宅和局長）

要件的にはそこまでは出てなかったように思いますけど、最低4反とか。

森中農業委員

私が聞いたのは、どうもそういうようだと聞いていたもので、そのへんどうかなと思って。

議長（高西会長）

それは無いです。その現場を見て、出来るだけということはあるけども。

事務局（宅和局長）

最終的には8割の農地が担い手に集積されるというのが一つの条件ですし、収益が以前よりも2割は最低でも上がらなければいけないという条件になっておりますので、それを踏まえて規模は計画されると思っております。

森中農業委員

担い手が8割だと、それから収益性が、20パーセント増が条件けれども、今私が聞いているのはそうではなくて、一区画の最小限の条件がついていないかと。

事務局（宅和局長）

そこは調べておりませんので。

森中農業委員

ていうのはねえ、面積が大小あると思いますが、そうすると、例えば2アールでも一区画としてできるのか、あるいは10アールでも一区画としてできるのかと色々なことがあると思うんだがんなあ、そのへんはどういうふうになっているこの事業はってことで。

事務局（宅和局長）

ちょっと調べてまた報告させていただきます。

森中農業委員

完成後、登記完了して渡すという事になると思うのだけど、終わった後にねえ例えば売買がすぐにできるわけか。

事務局（宅和局長）

基本的には、15年間は機構が借りて担い手に貸し渡すということになっていきますので、売買は基本的には出来ないというふうに思っ

おります。

森中農業委員

15年間は出来ないってことか。

事務局（宅和局長）

はい、転用も15年間は出来ないことになっております。

森中農業委員

それともう一つ。これは何種農地になりますか、例えば1種になるのか2種になるのかあるいは農振の網かぶせるのか。

事務局（宅和局長）

これは農振農用地が条件でございますので、ですから皆生はもともと1種農地であったのですが、農振農用地の網はかぶってなかったので、農振に編入の手続きを数ヵ月前に完了しております、それをもってこの事業に進んでいるというようなことでございます。

森中農業委員

分かりました。

議長（高西会長）

他にありませんかいね。

事務局（日浦係長）

（ 事 務 連 絡 ）

議長（高西会長）

他に何かありませんか。

これを持ちまして、第5回農業委員会総会を終了します。

閉　　会　　午後4時50分